平成22年６月10日発行（昭和51年10月６日第３種郵便物認可）（毎月10日発行）中小企業レポート通巻第403号　１部 250円

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

月刊 中小企業レポート

2010
6
No.403

長野県中小企業団体中央会

巻頭特集

平成22年度（第55回）長野県中小企業団体中央会
通常総代会

特集２

平成22年度
長野県信用保証協会の保証制度のご案内（抜粋）

けんしんATM

ATMお引出し手数料

いつでも無料

平日はもちろん土・日・祝日も!!

※けんしんのカードでけんしんのATMをご利用の場合に限らせていただきます。
※共同ATMはお引出し手数料がかかる場合がございます。

けんしんは、ますます便利に!!

けんしんには
幸せの種いろいろあります。

コンビニATM手数料

全国でご入金・お引出し
セブン-イレブンATM

県内でお引出し
ローソンATM
※八十二銀行との提携による

時間帯無料

【平日】8:45～18:00　【土曜日】9:00～14:00

●上記の時間帯以外にご利用の場合、所定の手数料がかかります。
※ご利用いただけない時間がございます。
※ATMが設置されていない地域・店舗もございます。

暮らしに
安心・便利をお届けします。

安全で有利な《普通預金》

手のひら口座

●「手のひら口座」(普通預金)は残高に応じて、特別金利が適用されます。

特別金利《半年複利》

残高1,000万円以上	残高1,000万円未満
年0.30%(税引後 年0.24%)	年0.15%(税引後 年0.12%)

●平成22年5月10日現在の金利です。市場金利の動向により金利を変更する場合がございます。
●決済用普通預金は無利息となります。
●解約した場合、前回の利息決算日から解約日までは通常の普通預金金利となり、特別金利は適用されません。
●手のひら口座《普通預金》は変動金利です。
●個人の方に限らせていただきます。
●店頭に説明書をご用意しています。

長野県信用組合 けんしん
[ホームページ]http://www.naganokenshin.jp

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2010
6
No.403

2 **特集1**
平成22年度（第55回）長野県中小企業団体中央会
通常総代会

12 **特集2**
平成22年度
長野県信用保証協会の
保証制度のご案内（抜粋）

16 **ビジネスの視点**
組織を動かす、
良い組織をつくる(3)

17 **健康を考える**

18 **イノベーション**
・会社や組織も自己点検
・平成22年度税制改正
「グループ法人税制」
ー 100%子会社、親族が100%株主の
会社などの関係会社がある経営者の方へ ー

26 **中央会インフォメーション**

表紙写真は
「御嶽山と木曽馬」
写真提供「木曽町役場」

特集◆1

平成22年度（第55回）長野県中小企業団体中央会

通常総代会

5月20日（木）、平成22年度中央会通常総代会が、長野市南石堂町「ホテルメトロポリタン長野」において腰原長野県副知事、木内長野県議会環境商工観光委員会委員長、黒田県商工労働部長、久保田県観光部長をはじめ多数の来賓にご臨席いただき盛大に開催された。

通常総代会は、本年度の活動指針となる6つのスローガンのもと星沢哲也会長の主催者挨拶で幕を開き、「組合・構成員企業の経営基盤強化と組織化支援」他のスローガンの発表と国の叙勲・褒章、厚生労働省（大臣）・国土交通省（北陸信越運輸局長）表彰、長野県知事表彰を受けられた方々への顕彰ならびに当会の支部長を今回退任される方々及び当会関係団体の長としてその組織運営に尽力された方への感謝状贈呈、役員として永年にわたり当会の運営に尽力された方々への表彰、総代として永年協力をいただいた組合に対する表彰状の贈呈が行われた。（表彰者名簿は９ページに掲載）

引き続き中田教一氏（副会長・総代）が議長に選出され提出された第1号議案から第7号議案までの議案審議を行った。

第1号議案では21年度に実施した中小企業連携組織等支援事業、県からの委託事業、地域力連携拠点事業（関東経済産業局委託事業）、地域団塊世代雇用支援事業（厚生労働省委託事業）、その他全国中央会委託事業（ものづくり中小企業製品開発等支援事業、下請ガイドライン普及啓発事業等）等についてその経過と成果が報告され、ものづくり中小企業製品開発等支援事業では採択数が全国第6位の実績であった旨説明があった。

第2号議案では、21年度の収支決算報告ならびに剰余金処分（案）が提出され承認された。

第3号議案の22年度事業計画について、中小企業連携組織等支援事業、長野県委託事業（商店街元気印サポーター設置事業、新卒未就職者等人材育成事業）、全国中央会委託事業（新卒者就職応援プロジェクト事業、農商工連携等人材育成事業、ものづくり中小企業製品開発等支援事業等）中小企業育成に関する事業が提案され、これら事業について慎重審議の結果原案通り可決決定した。

本年度も本会が、組合ならびに構成員企業を中心とする中小企業の競争力強化、企業間連携の推進、地域資源を有効に活用し県内中小企業発展に資するためその役割を果たし積極的に支援すべく決意を新たにした。

第4号議案、第5号議案の22年度収支予算、会費賦課基準の両案について原案通り可決決定された。

第6号議案の任期満了に伴う役員・総代改選が行われ、星沢哲也会長が再任され、理事・監事には各地より推薦された方々が選出された。副会長、専務理事の選任については星沢会長から選任された。（役員名簿は10、11ページに掲載）

議事終了後、来賓を代表して、腰原長野県副知事様、木内長野県議会環境商工観光委員会委員長様、柳原日本銀行松本支店長様からそれぞれ祝辞として中小企業への期待などのお言葉をいただき、22年度の通常総代会は幕を閉じた。

長野県副知事
腰原愛正様

長野県議会
環境商工観光委員会
委員長　木内均様

日本銀行
松本支店支店長
柳原良太様

総代会 ごあいさつ

長野県中小企業団体中央会
会長　星沢哲也

本日は、平成22年度第55回長野県中小企業団体中央会の総代会開催にあたり、総代の皆様方には時節柄大変お忙しい中を、県内各地よりご出席いただきまして、誠に有難うございました。

また、ご来賓の皆様方には公務ご多端の折にも関わらず曲げてご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県の経済情勢は、国の追加経済対策に加えて、県当局が、長野県経済の回復の遅れや経済・社会情勢の変化を踏まえ、経済の再生と持続的発展などを目指し積極的に様々な施策を展開され、その効果が芽吹き始めております。

しかしながら、個人消費の弱さ・雇用情勢等から依然として厳しい状況が続いているのが、実感であります。

このような中にあって、中央会の果たすべき役割は

○　中小企業連携組織の専門支援機関として、連携による中小企業の振興発展・新規事業の提案に貢献すること。

○　既存組合の活性化、創業・新事業へ挑戦する新しい組織化を図ること。

などであり、ひいては地域経済の活性化、雇用の創出拡大を図ることにあります。

本年度も昨年度に引き続き、国・県が公募する事業に積極的に挑戦して採り入れることはもとより、本会単独の各支部事業や組合等の活性化支援事業である「チャレンジ事業」を、なお一層充実・拡大して参ります。

一方、国においては「中小企業憲章～日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業・自営業の役割を正当に評価し、豊かな国づくりの柱にすることを国会が決議し、憲章の精神を実現するために、現行の中小企業基本法をはじめ、諸法令を整備・充実させる道筋を指し示すもの～」制定に向けた作業が、進んでおります。

全国中小企業団体中央会をはじめ他都道府県中央会とも足並みを揃えながら、本会のメイン事業である「中小企業の連携･組織化が担う役割」について、「中小企業憲章」に謳うとともに、「中小企業憲章」の趣旨を最大限尊重した「中小企業施策並びに予算措置を講ずること」を強く国に求めて参ります。

それと同時に、中小企業が安心して事業を継続し活力の維持と成長の強化が図られるよう、中小企業関係税制の改正～特に中小企業の法人税率の引き下げ、相続税関係の更なる改善～にも大きく声を発信していく決意であります。

終わりに、今後とも関係各位の心からなるご指導とご支援をお願い申し上げ、挨拶といたします。

「スローガン」

信頼され必要とされる中央会をめざして

1．組合・構成員企業の経営基盤強化と組織化支援
2．中小企業施策を活用した経営革新支援
3．エコアクション 21 取得と環境負荷の軽減支援
4．地域コミュニティの担い手・商店街活性化支援
5．中小企業金融政策・信用保証制度の活用支援
6．雇用対策等労働関係諸課題への支援

事　業　計　画（抜粋）

指定事業

１．巡回支援の実施

既存組合･構成員企業等を計画的かつ効率的に巡回し、国、県等の中小企業施策また組合運営等の情報提供を行うとともに、組合・企業・地域などの抱える課題を把握し、経済環境の変化に即応した事業の活性化、経営革新等によりその解決が図られるよう支援する。

２．組織化の推進

企業、個人の連携による創業・新事業創出及び企業経営刷新を支援するため、組合制度の普及に努め、活用策について周知することで、未組織中小企業者の組織化を図る。

特に、地域が抱える課題を、主婦や高齢者らが経験を活かして仲間と一緒にビジネスに育てあげるコミュニティビジネスには、企業組合制度が相応しいことから、新規創業者に向けて、制度の普及を図り就業の機会・雇用の創出を支援する。

引き続き厳しい経済情勢の中で、組合事務所の設置の在り方、特に共同事務所の在り方について研究する。

３．中小企業連携組織等支援事業

依然として先行き不透明な経営環境の中で、環境への適応、少子高齢化、高度情報化、国際競争の激化等大きな変革期を迎え、中小企業においては個々の企業では対応の難しい課題が多い。

中小企業を構成員とする組合・任意グループ等を対象に、時代の変化に適応した経営の在り方、受発注開拓、新技術の開発、環境対応、ＩＴへの対応、長寿健康社会への対応、労務管理の近代化、産学官・農商工連携の推進、地域資源の活用・ブランド化、観光業の振興など直面する課題に対応するための研修（現場での研修を含む）支援を行い中小企業の体質強化・活性化を図る。

組合間交流研修・労働問題研究会・組合基盤強化研究会・経営セミナー等66回を予定。

４．新規創業・創造的な新連携事業の推進

経営環境の変化に対応するため、異分野の中小企業等が技術・ノウハウのすり合わせを通じて強みを相互補完する連携体を構築し、市場ニーズに即応し高付加価値の製品・サービスを創出する新連携事業、中小企業者と農林漁業者が連携した農商工等連携事業、地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化を図る地域資源活用促進事業の推進に積極的に取組む。

特に、産学官連携や販売先との連携により新市場開拓を推進する。

また、組合が活用できる支援策について情報提供することで、地域中小企業の活性化を支援する。

５．組合等への活性化情報提供事業

⑴　活性化情報提供事業

中小企業関係等の諸情報を収集し、会員組合及び関係機関へ提供する。

○「活性化情報」　年６回発行

⑵　資料収集加工事業

会員組合が、先進的共同事業の実施によって組合員に貢献している事例を調査し、会員組合及び全国中央会等関係機関に紹介する。

○対象組合　　１組合

⑶　中小企業団体情報連絡員による情報の提供

本会が委嘱する中小企業情報連絡員（50名）から毎月得た情報を、会員組合及び関係機関へ提供する。

⑷　官公需情報提供事業

６．地域産業実態調査事業

⑴　労働事情等実態調査

県内中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策を確立するとともに、中央会労働支援方針の策定に資するため調査を実施する。

○県内企業1,300事業所（製造業60％　非製造業40％）

７．組合指導情報整備事業

⑴　ネットワーク運営事業

組合等にホームページ開設の場を提供することによって、日本国内はもとより広く全世界に商品・製品・技術・技能・サービス情報などをＰＲし、組合等の事業活動の機会拡大に寄与するとともに、組合運営に有用な情報を迅速かつ的確に提供する。

これらの目的を達成するために、以下の４事業を行う。

①中央会が設置するウェブサーバーに、組合等と中央会のホームページを開設し、組合等に必要なサービスを提供するとともにセキュリティの確保に努める。

②組合等が自らホームページの作成及び更新を行えるようにするため、更新研修とブログ制作の研修会を

開催する。

③組合等が自らの情報化環境を健全に維持していく上でもセキュリティ対策が必要となってきているため、セキュリティ確保のための研修会を開催する。

④組合等のホームページの開設・更新・運用について個別支援を行う。

8．指導員・職員の資質向上事業

指導員・職員の企画力・提案力（コーディネート機能）の育成向上を図るため、関係機関が実施する研修会等へ派遣する。

9．小企業者組織化指導事業（全国中小企業団体中央会）

⑴　中小企業活路開拓調査・実現化事業補助対象組合等への支援

中小企業者が経済的･社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓等、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について、協同組合等がこれを改善するための取り組みを共同で行う事業に対して支援する。

また、中小企業が経営の効率化を図り、厳しい経営環境に対応するために協同組合等を中心として、共同で情報化に積極的に取り組む事業並びに中小企業のビジネスチャンス拡大に資することを目的に支援する。

①組合等情報ネットワークシステム等開発事業

○協業組合塩尻車検センター

②組合等自主研修事業

○長野県板金工業組合
○長野県自動車整備商工組合
○長野市水道工事協同組合
○長野県水道工事業協同組合連合会
○山ノ内町旅館事業協同組合
○長野県保険医協同組合
○上田市松尾町商店街振興組合
○長野県自動車電装品設備商工組合
○長野県理容生活衛生同業組合
○長野県鐵構事業協同組合

③組合等Web構築支援事業

○長野県板金工業組合
○長野県自動車整備商工組合
○ＪＣＩ長野協同組合
○鹿教湯温泉旅館協同組合
○上伊那自販サービスセンター協同組合
○日経事業協同組合

⑵　モデル組合・組合研究集会

小企業組合が開催する研修・研究会等に対し助成する。

モデル組合

○企業組合山仕事創造者

組合研究集会

○長野県板金工業組合
○中央自動車整備協業組合
○海野町商店街振興組合
○商店街振興組合うえだ原町一番街商店会
○浅間化学企業組合
○小諸市相生町商店街振興組合
○ギフトきそふくしま協同組合
○松本花き商業協同組合
○豊丘ショッピングセンター協業組合
○陽皐ショッピングセンター協同組合
○長野県納豆事業協同組合
○岡谷市童画館通り商店街協同組合
○長野県茶商業協同組合
○千曲資源リサイクル事業協同組合
○須坂市水道工事協同組合

⑶　小企業者組織化特別講習会

小企業者及び小企業組合を対象に、組織化及び運営健全化のための講習会を10回開催する。

⑷　官公需共同受注体制の強化と県内中小企業への発注促進

⑸　中小企業景況調査事業

会員組合の構成員企業の景況動向を調査し、全国ベースの中小企業対策の確立に資する。

○調査回数　年４回（平成22年６月，９月，12月，平成23年３月）
○調査員　15名（75企業調査）

⑹　卸商業団地機能向上支援事業（平成21年度からの継続事業）

卸商業団地の施設建て替えや新規立地への移転等団地再整備、各種共同事業の再構築等による機能強化など、団地機能を向上させるために行う事業に対して支援する。

○協同組合長野アークス
○上田卸商業協同組合

長野県・全国中央会委託事業

長野県委託事業

1．商店街元気印サポーター設置事業

商店街活性化に向けた取り組みを促すとともに、地域商店街活性化法の成立を踏まえ、商店街の体質強化のため元気印サポーターを設置し、商店街振興組合、商店街協同組合、商店街任意組織に対して、⑴　任意商店街組織の法人化　⑵　地域商店街活性化法に基づく事業計画の策定　⑶　商

店街組織等が取り組む活性化策 ⑷ 個店の魅力アップ等の助言・指導を行う。

○商店街元気印サポーターの設置：県内４地区（北信・東信・南信・中信）に各１名合計４名を設置。

○商店街元気印サポーターによる助言・指導の実施、専門家派遣、実態調査：県内約260の商店街を対象に巡回による助言・指導を行うとともに、商店街実態調査を実施し必要に応じて専門家を派遣する。

○商店街活性化に資する講習会の開催：県内19市において、各１回開催予定。

２．新卒未就職者等人材育成事業

雇用情勢が厳しい中、地域のニーズに応じた人材を育成し新たな雇用機会を創出するため、県内高等学校等を卒業後、職に就いていない新卒未就職者を新たに雇用した上で、当該企業で就業するために必要な知識・技術等を、ＯＪＴ（職場実習）、ＯＦＦ－ＪＴ（講義等）により習得するための研修を行う受託事業所の募集、求人開拓を行い、提出する事業計画の取りまとめ等を支援し、事業が円滑かつ効果的に行えるよう取り組む。

○受入待遇：有期雇用職場体験

○期間及び実施期間：１年以内・平成23年３月31日まで

○受入対象業種：「産業振興」「環境・エネルギー」「観光」「情報通信・安全」「福祉・子育て」「介護」「医療」「農林水産」「教育・文化」「地域社会雇用」

○受入対象者：平成22年３月に①高等学校、②中学校、③特別支援学校の卒業者で就職先が決定していない者。

○事業内容：当該企業に就業するために必要な知識・技術等の研修を実施。

○助成対象経費：人件費（給与・諸手当・法定福利費等）、研修費、一般管理費等

全国中央会委託事業

１．新卒者就職応援プロジェクト事業

今春卒業の大学生及び高校生の就職内定率は大変厳しい。一方では採用意欲のある中小企業も多く存在しており、ミスマッチが発生している状況もある。

そこで、「新卒者就職応援プロジェクト」を実施し、採用意欲のある中小企業と今春卒業し就職が決まっていない方々との橋渡しを、本会及び応募のあった１組合が実施者となり行う。

○受入待遇：職場体験（雇用ではありません。）

○期間及び実施期間：原則６ヶ月・平成22年12月31日まで

○受入対象業種：幅広く対象（中小企業）

○受入対象者：①高等学校②高等専門学校③大学④大学院⑤短大⑥専修学校を今春卒業し就職の決まっていない者。(全国で約5,000人予定)

○事業内容：「実習プログラム」等に沿った実習の実施。

○助成対象経費：

技能実習支援助成金＞研修生に対し日額7,000円

教育訓練助成金＞受入企業に対し日額3,500円

２．農商工連携等人材育成事業

地域経済を自律的に発展させるためには、地域の基幹産業である農林業と商工業等との産業間連携、いわゆる「農商工連携」を推進し、それぞれの優れた経営資源の連携により相乗効果を発揮することで、新たな商品やサービスの開発・提供を進めることが必要である。

そこで生産や加工、消費者ニーズを踏まえた販路開拓までを一つのビジネスサイクルと捉え、戦略的に農商工連携を展開する「核」となる人材を育成する。

○テーマ：付加価値農業を目指す～農商工連携での「観光農業」「契約販売」「商品開発」による地域活性化ビジネス創出人材育成研修～

○内　容：全体研修終了後「観光農業コース」「契約販売コース」「商品開発コース」の３コースに分かれて研修を行う。

３．下請適正取引推進ガイドライン普及啓発事業

政府の「成長力底上げ戦略」において、生産性向上の成果を中小企業に波及させ中小企業全体の底上げを図るため、下請取引の適正化が重要とされ「下請適正取引推進ガイドライン」が策定されたことから、ガイドラインの普及啓発を図るため説明会を実施する。

４．中小企業会計啓発・普及セミナー

５．外国人研修・技能実習制度円滑化対策事業

出入国管理法及び難民認定法が改正され、本年７月１日に施行されることから、外国人研修・技能実習制度の改正内容について周知するため、外国人研修・技能実習生共同受入事業を実施する組合の役員・職員・組合員等を対象に講習会を開催する。

６．外国人研修・技能実習制度適正化指導事業

外国人研修・技能実習制度は、事業協同組合を一次受入機関として、その監理の下に研修生を受け入れているが、不適正な事例も発生していることから今回の法改正を契機に、これを未然に防止し中小企業の円滑な受入を支援する

ため、従来の組合運営に加え中央会の指導員、社会保険労務士等の専門家を派遣し個別に法改正に伴う対応等指導する。

7．ものづくり中小企業製品開発等支援事業

我が国経済をけん引する重要な製造業の国際競争力の強化と次代を担う新産業の創出を推進するため、平成21年度の国の緊急経済対策により交付決定を受けた「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」の対象企業が、本年度においても事業を継続している。

本会は、その補助金を執行している全国中央会と連携を保ちながら、補助対象企業の円滑な事業推進並びに発展的な事業展開を支援する。

一般支援事業

1．本会支部の運営に関する支援

長野、北信、上小、佐久、松本、大北、木曽、諏訪、上伊那、下伊那（以上10支部）の支部事業及び運営について支援する。

2．中小企業応援センター事業

本事業は、㈶長野県中小企業振興センターを代表法人とし、本会を含む７支援機関によりコンソーシアムを構成し実施する。

中小企業の⑴　新事業展開（経営革新・地域資源活用・農商工等連携・新連携）、⑵　創業、事業再生及び再チャレンジ、⑶　事業承継、⑷　ものづくり支援、⑸　新たな経営手法への取組、⑹　追加的支援課題(国が要請するもの)といった高度・専門的な課題に対し支援を行うことにより、中長期的に発展するための経営基盤の強化を図る。

コンソーシアムを構成する支援機関の他、商工中金県内３支店、長野県信用組合、長野県信用保証協会と連携して事業を推進する。

○支援機関支援事業（支援機関からの要請に基づく専門家派遣）

○支援機関共同セミナー等開催事業(セミナー等開催事業)

※産業人材カレッジ研修として実施してきた、生産管理・原価管理コースは本事業として開催予定。

生産管理セミナー：開催地（諏訪市・坂城町・塩尻市・佐久市・飯田市）

原価管理セミナー：開催地（長野市・松本市・上田市・伊那市）

3．中央会が独自に実施するチャレンジ事業

地域経済発展の核となる、活力のある挑戦する中小企業を育てるチャレンジ事業に積極的に取り組み支援する。

⑴　**松山株式会社　（東信）**
「塗装部門の技能伝承と多能工育成」

⑵　**松本ホテル旅館協同組合　（中信）**
「誘客に向けた実験的事業」

⑶　**中信地区農産物関連組合　（中信）**
「中信地区農産物関連組合連携事業」

⑷　**蓼科三宝源泉研究会　（南信）**
「蓼科の新たな魅力づくり」
～神話と良質の酸性泉の組み合わせによる～

⑸　**企業組合アップル工房イイダ　（南信）**
「チャレンジドによる美女椎茸のブランド化と販路拡大」

⑹　**信州から農業を元気にする会　（北信）**
「農業の課題を具体的に解決する方策」

⑺　**山ノ内町旅館協同組合　（北信）**
「旅行業第３種着地型企画商品の広報活動」

⑻　**内山紙協同組合　（北信）**
「和紙照明ＴＩＫＵＭＡ等の販路開拓」

⑼　**飯山市本町商店街協同組合　（北信）**
「老朽化したアーケードの今後の対応について」

⑽　**長野県ホテル旅館生活衛生同業組合青年部　（全県）**
「ＤＣキャンペーンの商品企画について」

⑾　**長野県パン商工組合　（全県）**
「パン製造における新しい取り組みについて」

4．エコアクション21認証・登録制度の普及、支援

中小企業応援センター事業等を活用し㈳長野県産業環境保全協会とも連携しながら制度の普及と認証・登録を支援する。

二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量等を把握して、省エネルギー・廃棄物の削減・リサイクル・節水等に取り組み、中小企業者が環境への目標をもって、環境経営システムの構築・運用・維持等について評価・公表する事業の周知・活用を進める。

5．地域団体商標登録制度の普及・登録の支援

地域の事業者が協力して統一したブランドを用いて、地域と関連性のある商品の生産やサービスを行う取り組みが盛んになっており、地域ブランドに対する期待が急速に高まっている。特に事業協同組合が出願人となれることから制度の普及と登録について支援する。

6．緊急調査の実施

経営環境がめまぐるしく変化する昨今、中小企業経営に影響を与える要因について緊急性があると思われる事項に

ついて調査を行い、今後の中小企業支援の資料とする。

７．パソコン講習会の開催及び協力

８．「中小企業レポート」の発行

◎年　６回発行

９．第62回中小企業団体全国大会への協力

全国大会が、全国中小企業団体中央会並びに奈良県中小企業団体中央会の主催で開催されるので、大会の盛会に向けて参加者確保等積極的に協力する。

◎開催日時　　平成22年11月18日（木）
　　午前10時～ 12時30分
◎場　　所　　奈良県奈良市 「百年会館」

10．労働支援事業

⑴　個別労働紛争の増加に対応した相談体制の充実

近年産業構造の変化が進むなかで、就業形態・就業意識が多様化し、解雇や賃金の引き下げなど労働条件の変更に伴う民事上の個別労働紛争が急増している。

本会では、紛争の未然防止や解決のため、労働局の支援制度とも連携し、会員並びに参加企業に対する相談・支援の充実をはかる。

⑵　労働団体との協議・懇談

連合長野を中心とする労働団体と、雇用・賃金問題をはじめ、中小企業の経営課題や中小企業施策などについて、幅広く意見交換を行い労使協調の促進に努める。

⑶　労働関係機関等への要請

国・県等に設置される委員会・審議会への委員の推薦や、各種の労働関係会議に出席して、中小企業の立場からの要請や意見具申を積極的に行う。

⑷　労働法規の周知・徹底

関係機関と連携して、パートタイム労働法・平成22年４月に施行された改正労働基準法（①時間外労働の削減　②年次有給休暇の有効活用）をはじめ労働関係法規の周知・徹底に努める。

⑸　長野県中小企業労働問題協議会との連携・協調

本会会員の構成企業の賛同者で組織する長野県中小企業労働問題協議会は、本会とは表裏の補完関係にあり、事業実施にあたっては積極的に協力する。

11．長野県中小企業団体事務主任者会への協力

12．長野県中小企業青年中央会への協力

13．長野県中小企業組合士協会への協力

14．長野県卸商業団地連絡協議会の運営に協力

15．長野県外国人研修生受入団体連絡協議会の事業運営に協力

16．長野県官公需組合協議会の事業運営に協力

17．協同組合長野県商工振興会・長野県商店街振興組合連合会・長野県鍍金工業組合の事業運営に協力

関係機関及び諸団体との連携・協力

１．関係行政機関及び支援機関との連携・協調

中小企業に関係する行政機関及び支援機関と連携･協調し、中小企業の振興に努める。

２．マイカー通勤節減運動に対する協力

地球温暖化ガス排出抑制運動に協力するため、会員組合を通じて構成員企業にマイカー通勤節減運動について協力を要請する。

３．信州デスティネーションキャンペーンに対する協力

平成22年10月１日から12月31日までの３ヶ月間、全国のＪＲ６社と長野県内の観光関係者や市町村等が一体となって「信州デスティネーションキャンペーン（信州ＤＣ）」が展開される。

４．信州まつもと空港の利用促進に対する協力

ＦＤＡ（フジドリームエアラインズ　静岡県牧之原市）が、６月１日より信州まつもと空港と札幌・福岡を結ぶ２路線に毎日就航するため、その利用促進に積極的に協力する。

５．長野技能五輪・アビリンピック2012開催に対する協力

第50回技能五輪全国大会（23歳以下の青年技能者の技能レベルを競う大会）が平成24年10月26日（金）から29日（月）に松本市・諏訪市で開催される。

また、技能五輪に先立ち、第33回全国障害者技能競技大会（アビリンピック、障害のある方々が職業技能を競い合う大会）が同10月20日（土）から22日（月）に長野市で開催されるが、両大会の成功に向けて積極的に協力する。

叙勲・褒賞受章者顕彰ご芳名

（順不同・敬称略）

平成21年秋　黄綬褒章　水沢　仁亮　長野県板金工業組合・理事長
平成21年秋　旭日双光章　山谷　清廣　諏訪国際経済事業協同組合・理事長
平成22年春　旭日双光章　小松　剛　諏訪給食協同組合・副理事長

厚生労働省大臣受賞者顕彰ご芳名

（敬称略）

長野県左官事業協同組合

国土交通省北陸信越運輸局長受賞者顕彰ご芳名

（順不同・敬称略）

岩下　勝美　上小トラック事業協同組合・理事長
大井　隆　諏訪トラック協同組合・理事

県知事表彰受賞者顕彰ご芳名

（順不同・敬称略）

平成21年　宮後　睦雄　テクノハート坂城協同組合・理事長
平成21年　遠藤　庄平　木崎湖温泉事業協同組合・前理事長
平成21年　竹内武四郎　長野県漬物協同組合・副理事長
平成21年　上原　忠義　長野県板金工業組合・会計理事
平成21年　平林　健吾　㈱サイベックコーポレーション・会長
平成21年　下島　春夫　木曽木工協同組合・理事長
平成21年　佐々木　力　長野県建設事業協同組合連合会・理事長
平成21年　竹花　吉延　長野県建設事業協同組合連合会・理事
平成21年　寺島　大士　長野県鐵構事業協同組合・前理事長

役員永年就任表彰者ご芳名

（順不同・敬称略）

小山　弘行　長野木材協同組合
南澤　寛　利根川歯車協業組合
土田　泰秀　松筑精密機械工業協同組合
古厩　芳朗　協業組合塩尻車検センター
宮澤　幹雄　長野県室内装飾事業協同組合
山田　益　石川島汎用機械協同組合

総代永年就任表彰組合ご芳名

（順不同・敬称略）

長野支部　協同組合長野県中古自動車リサイクルセンター
長野支部　飯綱カード協同組合
長野支部　須坂商業サービス協同組合
上小支部　上小生コン事業協同組合
佐久支部　南佐久建設事業協同組合
松本支部　松本水産物事業協同組合
松本支部　新伊勢町商店街振興組合
松本支部　塩尻大門商店街振興組合
大北支部　大北砂利採取販売事業協同組合
木曽支部　企業組合同志舎
諏訪支部　諏訪砂利採石事業協同組合
諏訪支部　ティディエス事業協同組合
諏訪支部　岡谷市童画館通り商店街協同組合
諏訪支部　茅野不動産業協同組合
上伊那支部　伊那市コミュニティーカード協同組合
上伊那支部　上伊那トラック事業協同組合
下伊那支部　飯田建設資材販売協同組合

感謝状贈呈者ご芳名

（順不同・敬称略）

利根川清次　長野県中小企業組合士協会　前：会長
山田　益　長野県中小企業団体中央会　前：上伊那支部長
松下　英一　長野県中小企業団体中央会　前：下伊那支部長

役員名簿（平成22年5月20日選出）

（順不同・敬称略）

会　　長	星　沢　哲　也	東法出版事業協同組合
副 会 長	春　日　英　廣	長野産業機材協同組合
〃	若　林　邦　彦	デンセン事業協同組合
〃	唐　沢　政　彦	中信企業振興協同組合
〃	山　田　　益	石川島汎用機械協同組合
〃	相　澤　正　紀	長野県信用組合
専務理事	佐々木　正　孝	長野県中小企業団体中央会（常勤）
理　　事	和　田　晶　宜	長野ダイハツ自動車協同組合
〃	市　川　浩一郎	不二越機械協力者協同組合
〃	宇都宮　　保	協同組合長野県中古自動車リサイクルセンター
〃	広　田　　宏	富士通千曲川協同組合
〃	高　木　正　雄	北信建設事業協同組合
〃	小　坂　保　司	長野県広告塗装事業協同組合
〃	中　嶋　君　忠	千曲厚生福祉事業協同組合
〃	夏　目　　潔	協同組合長野アークス
〃	宮　後　睦　雄	テクノハート坂城協同組合
〃	盛　田　幸治郎	長野市青果移出商業協同組合
〃	登　内　英　雄	長野県凍豆腐工業協同組合
〃	鷲　澤　幸　一	長野県セメント卸協同組合
〃	仁　科　恵　敏	長野県卸売市場協同組合
〃	高　木　秀　雄	長野県鐵構事業協同組合
〃	渡　邉　一　正	長野県石油協同組合
〃	清　瀧　阜　陸	長野県水産物商業協同組合
〃	古　條　正　行	長野県自動車車体整備協同組合
〃	中　村　利　邦	協同組合ナガノ駅前センター
〃	高　橋　儀　隆	長野市水道工事協同組合
〃	小　山　弘　行	長野木材協同組合
〃	太　田　哲　郎	須坂市機械鉄工協同組合
〃	鈴　木　教　義	株式会社鈴木
〃	南　澤　　寛	利根川歯車協業組合
〃	細　川　忠　國	長野県木材協同組合連合会
〃	佐々木　　力	長野県建設事業協同組合連合会
〃	宮　崎　一　治	長野県トラック事業協同組合連合会
〃	清　水　光　朗	長野県印刷工業組合
〃	藤　沢　一　三	長野県電気工事業工業組合
〃	大久保　弘　男	長野県生コンクリート工業組合
〃	水　沢　仁　亮	長野県板金工業組合
〃	大　林　和　夫	長野県砕石工業組合
〃	下　島　康　保	長野県鍍金工業組合
〃	田　中　光　義	長野県自動車整備商工組合
〃	西　山　利　昭	長野県中小企業青年中央会
〃	小　林　勇　生	北信プラスチック事業協同組合
〃	小根澤市左衛門	山ノ内町旅館事業協同組合
〃	阿　部　一　義	内山紙協同組合
〃	岩　下　勝　美	上小トラック事業協同組合
〃	笠　原　一　洋	アサップ十八協同組合
〃	龍　野　彰　宏	上田紙文具事業協同組合
〃	堀　内　克　夫	カネテック協同組合
〃	手　塚　　伸	コトヒラ工業事業協同組合
〃	松　山　信　久	松山スキ工業協同組合

理　　事	小　山　　啓	上田卸商業協同組合
〃	塚　田　昭　彦	海野町商店街振興組合
〃	清　水　貞　男	上田マルチメディア事業協同組合
〃	井　出　公　陽	長野県種苗生産販売協同組合
〃	佐々木　正　行	佐久市工場団地事業協同組合
〃	和　田　孝　弌	南佐久金属工業協同組合
〃	古　越　伊　三	佐久トラックセンター協同組合
〃	遠　藤　汎　威	協同組合浅間テクノスター
〃	工　藤　久　茂	佐久管工事事業協同組合
〃	阿　部　眞　一	岩村田本町商店街振興組合
〃	望　月　勝　利	長野県中信不動産取引事業協同組合
〃	土　田　泰　秀	松筑精密機械工業協同組合
〃	古　厩　芳　朗	協業組合塩尻車検センター
〃	中　島　芳　郎	塩尻機械金属工業協同組合
〃	梅　川　泰　昭	松本市水道事業協同組合
〃	花　村　　薫	明科工場団地協同組合
〃	中　村　秀　雄	長野県税理士協同組合
〃	宮　澤　幹　雄	長野県室内装飾事業協同組合
〃	大　窪　幹　夫	長野県菓子工業組合
〃	宮　阪　智　夫	長野県中古自動車販売商工組合
〃	北　原　國　人	長野県電機商業組合
〃	藤　原　　薫	中信トラック協同組合
〃	三　枝　照　佳	松本臨空事業協同組合
〃	百　瀬　　昭	二十一世紀会事業協同組合
〃	宮　澤　吉　高	協業組合大町車検センター
〃	金　森　次　郎	大北生コン事業協同組合
〃	重　野　信　孝	木曽エルピーガス事業協同組合
〃	水　本　　豪	木曽建設事業協同組合
〃	増　澤　洋太郎	岡谷蚕糸機械工業協同組合
〃	丸　山　雄　二	諏訪トラック協同組合
〃	野　村　　稔	諏訪工業協同組合
〃	山　崎　　晃	協同組合ハイコープ
〃	井　口　恒　雄	南信中小企業振興協同組合
〃	宮　澤　親　義	茅野市建設事業協同組合
〃	中　澤　國　忠	長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合
〃	池　田　博　明	諏訪商業協同組合
〃	中　山　明　彦	諏訪地区タクシー事業協同組合
〃	小　池　　長	上伊那トラック事業協同組合
〃	橋　爪　利　行	上伊那食糧事業協同組合
〃	重　盛　五十二	協業組合みのわ車検センター
〃	横　森　孝　心	株式会社グローリー
〃	中　田　教　一	飯田味噌醤油工業協同組合
〃	久保田　光　一	梓観光物産協同組合
〃	佐々木　寿　夫	飯田水引協同組合
〃	木　下　隆　由	下伊那生コン協同組合
〃	三　石　邦　英	南信ネットワーク協同組合
監　事	荒　井　亮　治	協同組合ながのリサイクルテクノ
〃	依　田　方　伯	芙蓉酒造協同組合
〃	宮　永　知　春	大町市水道事業協同組合
〃	中　村　紘　司	伊那市コミュニティーカード協同組合
〃	寺　澤　信　栄	長野県パン商工組合

（理事95名・監事５名）

特集◆2

平成22年度 長野県信用保証協会の保証制度のご案内（抜粋）

（長野県商工労働部経営支援課「長野県中小企業融資制度のご案内」より抜粋）

信用保証協会とは、信用保証協会法に基づいて設立された特殊法人です。中小企業者等が金融機関から事業資金の借入をする場合、その借入がスムーズに行われるように公的な「保証人」となり、健全な企業の存続・発展をお手伝いする機関です。

■中小企業の範囲

○**業　種**　中小企業信用保険法施行令で定められたもの。業種によっては、保証できないケースもあります。（農林漁業、金融業、遊興娯楽業など）
○**許認可**　許認可等を必要とする事業については許認可等を受けていること
○**資金使途**　事業に必要な運転および設備資金に限ります。

■保証限度額

○**個人・法人**　２億8,000万円（普通保証２億円、無担保保証8,000万円）
○**組　合**　４億8,000万円（普通保証４億円、無担保保証8,000万円）
※このほか、セーフティネット保証など、上記と別枠となる保証もあります。

■保証料

平成19年10月から責任共有制度（※）が導入されました。責任共有制度の対象となると、保証協会の100％保証ではなくなるため、保証料率が低減されます（下表「責任共有保証料率」）。基本料率及び主な保証制度の料率は下表のとおり９段階です。
保証料率区分は以下の基準です。
○貸借対照表まで作成されている方　経営状況等に応じ、区分１～９の各料率を利用
○貸借対照表を作成されていない方　区分５相当の料率を利用

	保証料率区分（単位：％）								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
（特定社債）	(1.30)	(1.15)	(1.00)	(0.85)	(0.75)	(0.70)	(0.60)	(0.50)	(0.35)
（特殊保証）	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
（予約保証）	－	(1.90)	(1.75)	(1.55)	(1.35)	(1.15)	(1.00)	(0.80)	(0.60)
責任共有対象外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
（予約保証）	－	(2.20)	(2.00)	(1.80)	(1.60)	(1.35)	(1.10)	(0.90)	(0.70)

・特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証（無担保当座貸越・カードローンも含む）をさします。
・セーフティネット保証など、上記区分別保証料率を採用しない保証制度もあります。
・不動産等物的担保の提供がある場合や、中小企業会計に準拠して決算書が作成されていることを確認できる書類の提出がある場合は、それぞれ0.10％の引下げが行なわれます。
※「責任共有制度」とは、信用保証協会と金融機関で適切な責任共有を図り、連携して中小企業者に適切な協力を行うことを目的とした制度で、保証協会の100％保証ではなく、金融機関が一定のリスク（20％相当分）を負担する制度です。

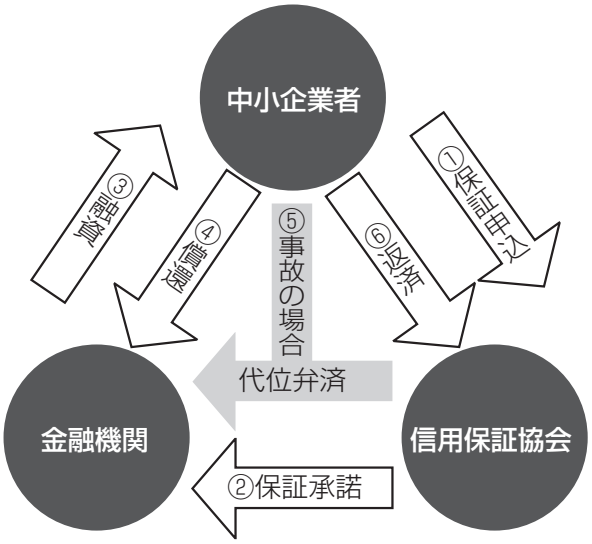

信用保証の流れ
（県・市町村制度を除く）

■ご利用のメリット

○保証協会が公的保証人となることで信用力がアップし、円滑な借入、借入枠の拡大（特に無担保枠）が図られます。
○金融機関との取引が初めての方、取引実績の浅い方、新規開業の方でも融資が受けやすくなります。
○県・市町村と連携した制度資金の利用により低利かつ有利な条件での融資が受けられます。また、制度によっては保証料の補給により、さらにコスト削減されます。（保証料は税法上費用として認められていますので、損金に算入できます。）
○そのほかにも協会独自の保証制度を用意しており、中小企業者の皆様の多様なニーズにお応えしています。（極度額により融資枠を確保する各種「根保証」等は、必要な時に資金調達ができ、資金繰りに余裕があるときには返済できますので、弾力的な資金繰りが可能となります。）
○経営支援・再生支援等について、迅速かつ適切な対応が図れるよう経営相談（無料）にも応じております。

主な保証制度

■セーフティネット保証制度（経営安定関連保証）

セーフティネット保証とは下記のような事由により事業活動に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者が利用できる制度です。

認定基準を経済産業大臣が示し、具体的な認定作業・認定書の発行を市町村が行います。

	対象となる中小企業者
１号	大型倒産（再生手続開始申立等）の発生により影響を受けている中小企業者
２号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者
３号	突発的な災害（事故等）により影響を受けている中小企業者
４号	突発的な災害（自然災害等）により影響を受けている中小企業者
５号	全国的に業況が悪化している業種を営んでいる中小企業者（※１）
６号	金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
７号	金融機関の相当程度の経営の合理化に伴い借入が減少している中小企業者（※２）
８号	整理回収機構（RCC）に貸付債権を譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると認められた中小企業

ご利用の多い認定について

・５号認定基準（※１（イ）から（ホ）のいずれかに該当）

（イ）　経済産業大臣の指定を受けた業種（以下「指定業種」）に属する事業を行っており、最近３ヶ月間の平均売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）が前年同期の月平均売上高に比して３％以上減少していること。

（ロ）　指定業種に属する事業を行っており、原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20％以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20％以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、最近３ヶ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。

（ハ）　指定業種に属する事業を行っており、最近３か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して３％以上減少していること。（これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合は、直近期とその前期の決算書における平均売上総利益率又は平均営業利益率に置き換えることができます。）

（ニ）　指定業種に属する事業を行っており、新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近１ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）が前年同月に比して３％以上減少し、かつ、その後２ヶ月間を含む３ヶ月間の売上高が前年同期に比して３％以上減少することが見込まれること。

（ホ）　指定業種に属する事業を行っており、最近３ヶ月間の平均売上高等が２年前同期の月平均売上高等に比して３％以上減少していること。

・景気対応緊急保証（略称：全国緊急）は５号認定を利用した制度です。

平成23年３月31日まで取り扱っている本保証は、５号認定利用者を対象としており、保証期間は10年以内（据置２年以内）となります。

本保証の利用限度額は２億８千万円ですが、既にセーフティネット保証を利用している場合（５号認定以外を利用している場合も含みます）は、既存利用分と合算して限度額を計算します（下記「保証限度額」を参照ください）。

・７号認定基準（※２（イ）から（ハ）の全てに該当）

（イ）　指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10％以上であること。

（ロ）　指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10％以上減少していること。

（ハ）　金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

その他各号も含め、具体的な内容につきましては保証協会・金融機関等にご確認ください。

○保証限度額　普通保証　２億円（組合４億円）
無担保保証　8,000万円
※通常保証の限度額２億8,000万円の他に、各号合算で、既存のセーフティネット保証（金融安定化特別保証制度含む）の残高を合わせて２億8,000万円（６号認定の場合は３億8,000万円）を限度としてご利用いただくことができます。

○事務手続きの流れ　セーフティネットの認定は市町村が行います。該当する中小企業の方は、法人であれば本社登記上の住所の市町村、個人であれば（住民票上の住所ではなく）主たる事業所の市町村の商工担当課等の窓口に認定書２通に必要資料を添えて提出し、認定を受けてください。認定済の認定書１通を保証協会への申込書類に添付していただきます。

○信用保証料率　責任共有保証料率0.44％～0.64％（７号・８号）
責任共有対象外保証料率0.55％～0.80％（１号～６号及び小口零細企業保証を利用の場合）

○担保・連帯保証人　担保は必要に応じて求めます。保証人は原則として法人代表者を除き不要です。

■流動資産担保融資保証制度（ＡＢＬ保証）

ＡＢＬ保証とは、中小企業の皆様が保有する売掛金債権および棚卸資産を担保とした保証を行うことにより、保有資産の有効活用を図る制度です。

○保証限度額　２億円（貸付額の80％を保証協会が保証するので、貸付限度額は２億5,000万円）
根保証：貸付極度額は百万円単位、個別保証：貸付金額は千円単位

○保証期間　１年（個別保証の場合は１年以内）

○責任共有保証料率　貸付極度額（貸付金額）に対し0.68％

○借入形式　根保証：当座貸越　　個別保証：手形貸付

○保証人　法人の場合は代表者、個人の場合は無保証人（金融機関独自部分（20％）も同様の扱い）

○担保　根保証：売掛金債権および棚卸資産※　　個別保証：売掛金債権のみ
※棚卸資産（商品・原材料・仕掛品等）は、動産譲渡登記ができるものに限ります。
なお、棚卸資産を担保とした保証の利用は、法人に限られています。

○掛目　担保となる売掛金債権・棚卸資産は条件に応じた掛目で計算します。
・売掛金債権を担保とする場合は下記の通りです。

第三債務者／対抗要件	一般企業	店頭、新興市場上場有配（※４）企業	官公庁上場有配企業
異議を留めない承諾（※１）	80％	90％	100％
通知（※２）	75％	85％	95％
留保（※３）	70％	80％	90％

※１　民法第468条の規定に基づく「異議を留めない承諾」
※２　①登記事項証明書を添付した通知、又は②民法第467条の規定による確定日付のある「通知」もしくは上記（※１）以外の「承諾」
※３　上記（※２）①の留保
※４　「有配」とは、保証決定時（期間延長時）直前期末の株主配当を実施していることをいう。

・棚卸資産を担保とする場合
原則として簿価の30％（ただし、評価会社の評価等による場合は70％まで引き上げ可能）

このほかにも保証制度がありますので、
詳しくは下記の保証協会窓口へご相談ください。

保証統括部	〒380-0838	長野市大字南長野県町 597-5	☎ 026-234-7680
本店営業部	〒380-0838	長野市大字南長野県町 597-5	☎ 026-234-7271
松本支店	〒390-0852	松本市大字島立 976-1	☎ 0263-47-1533
上田支店	〒386-0014	上田市材木町 1-7-21	☎ 0268-22-5914
飯田支店	〒395-0084	飯田市鈴加町 2-19	☎ 0265-52-1522
諏訪支店	〒392-0022	諏訪市高島 1-12-18	☎ 0266-52-1946
小諸支店	〒384-0011	小諸市赤坂 1-8-1	☎ 0267-22-3515
伊那支店	〒396-0015	伊那市中央 4634-1	☎ 0269-72-6148
中野支店	〒383-0025	中野市三好町 2-1-58	☎ 0269-22-4528

ビジネスの視点

組織を動かす、良い組織をつくる(3)

信州ビジネスコンサルタント協同組合理事長　中小企業診断士　滝澤恵一

■会社はともに生きる場

会社の「社」という文字は、集団や仲間という意味がある。
あわせて豊穣をもたらす土地の神、土地の生産力の神という意味も持つ。
会社は、暮らし、働く場であり、生産力を向上するために学び、教え、鍛える場でもある。
社に「会」した人々の集まりが会社である。
会社を経営し会社で仕事をするのは人である。
経営も仕事も人の行為なのである。
人との関わりで施設、設備といったモノも、カネも情報も時間もある。
人との関わりで経営資源があるのだ。
これらをどのように使うのか、活かすのか、すべて人が考え、決めて行うのである。
モノだけがあるのではない。カネだけがあるのではない。
情報だけがあるのではない。時間だけがあるのではない。
モノ、カネ、情報、時間だけが関わっているのではない。
これらはすべて人との関わりであるのだ。
人との関わりで経営資源をみることだ。人との関わりで経営資源を活かすことだ。
会社は、経営者も含めて、そこで仕事をする人たちが経営資源を活かしてモノやコトを創り出し、受け継ぎ、つなぐ生命体として存続している。
会社という「場」は、過去、現在、そして未来へと生存していくことができる生命体である。ともに働き、ともに生き、未来へとつなぐモノやコトを創り続けていくことだ。

■組織を動かす

組織を預かる経営者、マネジメントは自分で何から何まで、細々としたことまで行って成果を出すことではない。
組織を動かして成果を出すことである。組織を動かすとは人を動かすということである。
組織を構成する人たちの知識、知恵、技術、技能を引き出し、集合し、組み合わせて成果を出していくことである。

■適材適所適期の人事をする

人は、人との関係、業務との関係で価値が生まれる。
日頃からどのような力量（実務能力と器量）があるのか、将来の可能性はどうかという視点でマネジメントや従業員をみることである。
人事をするときは、一人をみるのではなく組み合わせて、より良い成果が得られるように考えることである。
また、組織にとって重要な課題を解決するために人事を行い、組織をつくるのであるから、今、誰が適任かをよく見極めることだ。

■行動に移す

やる、と決めたら行動することである。
組織として行動するためには、5W1H1Gを明確にすることが必要である。
5W1H1Gとは、WHO（誰がやるのか。人・機械など）、WHERE（どこでやるのか。場所・部署など）、WHEN（いつやるのか。時間的条件）、WHY（なぜやるのか。目的・必要性など）、WHAT（何をやるのか。対象）、HOW（どのようにやるのか。方法）、そして、GOAL（どのような成果を出すのか。成果物）である。

■過程を重視する

結果に焦点を当てるな。結果主義は心が荒む。
結果ではなく、過程を大切にせよ。
過程の中で自分を磨け。過程の中で自分を表現せよ。人は過程の中で成長するのである。
小さくはじめて長く、大きく育てること、大きな労力で小さな成果を創り続けることにより人は成長し、会社も成長する。

健康を考える

アレルギーをめぐる誤解はなかなか消えない（1）

非ステロイド系抗炎症外用剤の危険性

以前に買い求め家に残っている塗り薬の成分表示を調べてみてください。＜ブフェキサマク＞という記載があれば廃棄処分にすることをおすすめします。湿疹、おむつかぶれ、虫刺されなどの治療に使う塗り薬として1970年代から医師によって処方、また薬局で販売されてきましたが、近年この薬を使うことによって重症の接触皮膚炎（かぶれ）をおこす恐れがあることが報告されていました。

欧州医薬品庁の委員会が今年４月、非ステロイド系抗炎症外用剤ブフェキサマクの販売許可を取りやめるよう勧告したのを受けて、わが国でも慌てて販売中止にすることを製造販売各社が決めたところです。販売中止にはなりましたが、家庭に眠っている塗り薬の回収や、使用しないようマスコミで告知をする予定はないそうです。本稿を読んだ方はこの機会に点検し、もし見つけたら廃棄しましょう。

医師からアンダーム（商品名）などのブフェキサマク製剤を処方された方は、かかりつけ医でご相談ください。来年３月には医師が処方することもできなくなる見込みです。

ステロイドの塗り薬は、専門医の指示にもとづいて適正に使用すれば安全性が高いものなのですが、世間ではステロイドを毛嫌いする一方で、“非ステロイドは安心だという誤解”が未だに残っています。これを機会に認識を改めていただくことを願っております。

あなたの蕁麻疹（じんましん）は食事とは関係がありません

特定の食物によって蕁麻疹が出る頻度が多いのは乳児期から幼児期前半にかけてです。幼児期後半から成人においては、急性蕁麻疹の原因として一番多いのが、風邪や胃腸炎などウイルス感染に関連したものであって、その場合、食物アレルギーは関与していません。

今、自分の身におきている蕁麻疹が、食物とは関係がないと判断する指標として、蕁麻疹の持続日数がわかりやすいでしょう。乳児でみられるように特定の食物によって蕁麻疹がおきた場合は、長くても12時間以内に発疹は消えてしまい、翌日以降はみられません。一方、学童や成人でみられるウイルス感染が関与した蕁麻疹では、体内でウイルスが活動している数日間はくりかえしみられます。

世間では、“蕁麻疹がくりかえし出るから何か食事が合わないのではないか”と思いがちですが、これは間違いです。正しくは、蕁麻疹が２日以上にわたって出没するので、食事は99％関係していないということです。

しかし、あなたの蕁麻疹は食物によるものではなくウイルス感染によるものですよと診察室で説明をした直後に「何か食べてはいけないものはありますか？」と聞き返す患者さんは結構いるものです。そして、これを読んだあなたも数日後には、蕁麻疹といえば食事が原因だという考えに戻ってしまっているのではないですか？

長野県保険医協同組合
理事　蓑島　宗夫
（松本市　みのしまクリニック）

会社や組織も自己点検

内閣府から平成21年の暦年でのＧＤＰ（実質国内総生産）の成長率が発表されています。マイナス５％であり経済が５％も縮み、かろうじてアメリカに次いで世界２位の地位は保ちましたが平成22年には、中国に抜かれてしまうという予測が多いです。

また、平成23年のＧＤＰ成長率の見通しが国際通貨基金（ＩＭＦ）から発表されました。アメリカは平成19年に対して３％成長するが日本はマイナス2.8％なのだそうです。この差は何から生じてくるのでしょうか。

アメリカは、中国やインドに対抗できる産業の育成とその教育に徹底し、まさに官民あげて取り組んでいます。脱工業化した世界企業も、中国という国にノーと言えるグーグルや、世界一の書店に成長したアマゾンを筆頭に、富豪ランキングの常に１位か２位のマイクロソフトを凌駕するような企業が生まれ、税収と雇用を生み出しています。教育についても教育費に対するローン控除がありますし、オバマ政権はさらに大学の授業料の税額控除も導入し、付加価値を生む知的活動ができる高度な専門家をどんどん育成しています。

一方、我が国は子ども手当と農家への手当の導入ですが、各種アンケート調査を見ると、子ども手当も貯金に半分が回る予定で、実際、子ども達の将来に投資される分がどれだけあるのか効果は疑問です。農家についても本当にやる気のある専門的農家のインセンティブになっているのか疑問です。

地域経済活性化のために各地でご当地の商品券が売り出されています。しかし平成19年商業統計によると、小売業は３年間で10万店減少しており、その主な原因は個人商店の衰退にあるのだそうです。雇用を農業や林業に誘導しようという動きもありますが、平成18年の米作農家の時給は256円に過ぎません。輸出と製造業が強みだったのが産業構造の転換に遅れ、その旧来型製造業自動車産業さえも中国や韓国にお株を奪われつつある現状で、どう舵取りをしていったら良いのでしょう。雇用を守ることにこだわり過ぎて事業の変革をおろそかにしていたら、金の玉子を生む「がちょう」自体が死んでしまうのと同じパターンに似て、意味がありません。

日本の経営者に支持され続ける経営学者ドラッカーがその著書『チェンジ・リーダーの条件』の中で、経営も肉体と同じように変調を感じる前に日常点検すべきだと述べています。日常点検は身体やマイカーだけの話ではないのですね。その点検の視点について、２つが指摘されています。

１、あらゆる製品やプロセス、チャネルを今から同じものを始めるだけの価値をもっているか。
２、組織の外、特に顧客になってもおかしくないのにならない人達の行動特性の分析。

今こそ、経営学の神様、ドラッカー氏が指摘するこの自己点検を我々組織のリーダーは自分の組織に対して実行すべきだと感じました。

平成22年度税制改正「グループ法人税制」
ー 100%子会社、親族が100%株主の会社などの関係会社がある経営者の方へ ー

平成22年度の税制改正が成立しました。法人税関係ではグループ法人間での取引に関する税制に大きな改正があり、対象となるグループ法人には強制適用されることになり、その対象には中小企業や医療法人も含まれます。今回はグループ法人税制の概要と、中小企業や医療法人のグループ法人にとって影響が大きい改正内容についてご説明します。

◆**改正の目的**…分社化や完全子会社化による法人グループの形成など、一体的な経営を展開している100％資本関係のある法人グループに対して企業の実態を踏まえた課税をしようと、グループ法人税制が整備されました。

◆**対象となる法人**…対象となるのは100％グループ内の法人間の取引です。100％グループ内の法人とは、完全支配関係（原則として、**発行済株式の全部**を**①直接**又は**②間接的に保有する関係**）のある法人をいいます。ここでいう株式には医療法人の出資も含まれるため、医療法人も対象となります。

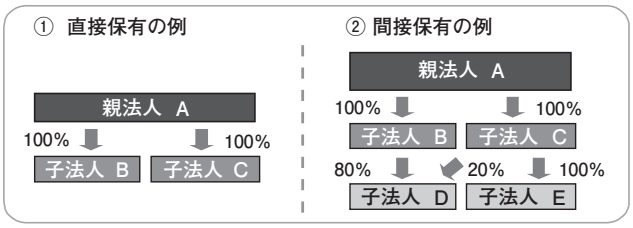

グループ内取引に係る主な税制改正内容

平成22年10月1日以降の取引から適用	1 グループ内の法人による資産譲渡取引	グループ外に移転するまで譲渡損益を繰延
	2 グループ内の法人間の寄付	支出法人→全額損金不算入、受領法人→全額益金不算入
平成22年4月1日以降開始事業年度から適用	3 グループ内の法人間の資本関連取引	・受取配当の益金不算入で負債利子を控除しない ・株式の譲渡損益等の計上除外
	4 資本金5億円以上の大企業の子会社に対する中小企業向け特例措置の適用除外	・軽減税率・欠損金の繰り戻し還付・特定同族会社の特別税率の不適用 ・貸倒引当金の法定繰入率・交際費等の損金不算入制度における定額控除制度

Point 1　中小企業や医療法人にとって影響が大きい改正

上記改正内容の1 についてのみ、**同一の株主が複数の法人を完全に支配しているケースも対象となる**ため注意が必要です。同一の株主は**特殊関係にある個人を含めて判定される**ため、中小企業でもグループ法人として対象となるケースが多く出てきそうです。

【特殊関係の個人】
① 株主の親族　② 株主等と事実上婚姻関係と同様の事情にある者　③ 株主等の使用人
④ 上記①から③以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
上記②から④に掲げる者と生計を一にする者の親族

【例】

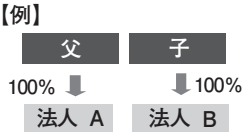

Point 2　グループ内での資産譲渡　～譲渡損益の繰延が可能に～

【改正前】グループ内の法人間で資産の譲渡を行った際は、譲渡した法人で譲渡益が発生していました。

【改正後】グループ内で帳簿価額1,000 万円以上の資産（固定資産、土地、有価証券、金銭債権など）の移転を行った場合に、この時点では譲渡した法人に譲渡損益が発生せず、譲り受けた法人がグループ外に譲渡した時点で譲渡損益が発生します。この改正により、グループ法人内での資産移転が行いやすくなります。

【含み損のある資産の譲渡損失の計上は平成22年9月30日まで】

例えば含み損のある土地をグループ内で譲渡することで譲渡損失が発生していたケースでは平成22年10月1日からは、この土地を子会社に時価で譲渡し譲渡損失が発生しても、税務上は損失を計上することができなくなります。9月30日までに譲渡すれば従来通り譲渡損失を計上することができるため、適用開始までに譲渡することでグループ全体として節税メリットがある場合も考えられます。

※ 本文は、松本市巾上の税理士法人成迫会計事務所で執筆していただいたものを掲載いたしました。

「国際化。」とは？

JETRO
日本貿易振興機構（ジェトロ）

日本貿易振興機構（ジェトロ）　長野貿易情報センター　所長　杉山玲子

東西約40km、南北約20km　面積約710k㎡（08年）。いったい何のサイズがお分かりになりますか？では、北緯１℃、ガーデンシティーといえば、ピンと来る方もいらっしゃるかと思います。これはシンガポール島の面積です。私は、2004年から2008年の間、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所に駐在していました。

ジェトロはみなさんにとってなじみが薄い組織かもしれません。簡単にご紹介しますと1958年に日本の貿易政策の一環で設立された政府系機関で、国際ビジネスをされる日本の企業をサポートすべく海外市場情報や制度情報をご提供したり、海外の市場開拓のお手伝いする事業を展開しています。また日本の魅力を海外に発信し外資誘致を促進したり、海外に進出された日本企業のビジネスもサポートしています。

さて、シンガポール駐在中に100社以上の現地企業の訪問を通じ色々考える機会を得ました。その中で今回皆さんにご紹介したいのは、「国際化」についてです。

日本でも「国際化」「グローバイリゼーション」という言葉が普通に使われるようになってかなりの年月がたっています。何を今更と思われる方もいらっしゃると思います。私も自分はそれなりに国際化した人間だという自負を持ちシンガポールに乗り込んでいったのですが、現地ですぐに不思議な感覚にとらわれました。

町を歩くと、どこの国なのか？と思うほど国際色豊かな人々が往来しています。肌の色、服装、すべてに「普通」というものがないのです。また、シンガポールで早々、海外出張の機会がありました。空港はどこだろう、と、事務所スタッフに聞くと、「チャンギ空港です」との回答。思わず「それは国際線の空港？」と聞き返すと、「シンガポールに国内線はありません」と即答。前述した国土の広さであれば当たり前の答えで

宗教・人種が違っていてもビジネス風景は同じ

さまざまな人が闊歩する繁華街

インド？ではありません

「シンガポール大統領（左から5人目）との記念写真（駐在当時）（筆者は右から２人目）。

すが、衝撃を受けたのを覚えています。

もうひとつ。パスポートを持っていないシンガポール人はいないといいます。子供が生まれたらまずはパスポートを取るそうです。旅行といえば「海外」旅行。マレーシアのジョホールバル州（シンガポールと国境を接している州）には、毎週末、買い物に行く。そのためにもパスポートは必要なのです。だから、まずはパスポートを取る。私がパスポートを取ったのは大学に入ってからだというのに。

こうした生活環境であれば、外と内／国外と国内の概念が、日本人がもつそれと全く違ったものになるのは当然なのでしょう。彼らにとっての国際化とは、まるで毎日の食事をとるような自然な状態のようです。

ビジネスにおいても同様で、前述したジョホールバルから毎日通勤してくる人もいます。インドネシアのバタム島・ビンタン島はシンガポールから高速船で1時間程度。そこに工場を操業している企業も多数います。訪問した多くの企業経営者も携帯電話片手に海外事務所や海外パートナーと24時間話をしているようでした。

シンガポール政府もそれを意識してか、空港の税関申告も日本のように緑・赤といった色分けがありません。入国審査も電車の自動改札機でもめざしているようなスムーズさ。まるで外と内の壁を極力なくし透明化しているようです。こうした環境がシンガポール人の国際感覚を磨いたのでは、と感じました。

そんな国際的かつ国際色豊なシンガポールですが逆にないものが沢山あります。

あるプロジェクトで日本の地方都市にシンガポール人を招聘した際、彼が語った言葉が印象的でした。「日本にはこんなに豊かな資源・素材がある。とてもうらやましい」と。

さて、東西約120km、南北約212km、総面積約13,562k㎡。これはどこでしょうか？もうお分かりですね。長野県です。2010年4月5日に私はジェトロ長野に参りました。まだ2ヶ月ほどしか経っていませんが、県内各地を訪問するごとに、自然、歴史、産業集積が非常に豊かな地域だと感じています。この豊かな「資源」を持つ長野県企業の皆様の国際ビジネスのお手伝ができることを楽しみにしています。

ジェトロの世界ネットワーク

事業主のみなさまへ…長野労働局からのおしらせ!

労働保険の年度更新による申告・納付は、お忘れなく

○平成21年度の確定保険料及び平成22年度の概算保険料の申告は6月1日から始まり、7月12日までに納付いただくこととなります。

労働保険年度更新事務・社会保険事務説明会を下記の日程で開催しますので、都合をつけてご出席ください。

なお、年金事務所との共催により、社会保険事務説明会につきましても併せて開催されます。

地区	日時		会場	備考
松本（松本）	6月17日（木）	午後1時30分	木曽文化公園（文化ホール）	木曽郡
	6月21日（月）	午後1時30分	長野県松本文化会館（大ホール）	松本市、塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
長野（長野南）	6月16日（水）	午後1時30分	千曲市更埴文化会館（あんずホール）	千曲市 坂城町
	6月17日（木）	午前10時	ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）中ホール	長野「い～ま」（いろは順） 組合管掌
		午後1時30分		長野「け～す」（いろは順） 長野2「な」 信州新町、小川村、中条
岡谷（岡谷）	6月16日（水）	午後1時30分	諏訪市文化センター	諏訪市、茅野市 富士見町、原村
	6月17日（木）	午後1時30分	長野県男女共同参画センター	岡谷市 下諏訪町
上田（小諸）	6月18日（金）	午前10時	上田市上田文化会館（ホール）	旧上田市
		午後1時30分		東御市、長和町、青木村、上田市のうち旧丸子町、旧真田町、旧武石村
飯田（飯田）	6月16日（水）	午後1時30分	飯田市文化会館	飯田「い～や」（いろは順） 松川町、高森町、喬木村 豊丘村、大鹿村
	6月17日（木）	午後1時30分		飯田「ま～す」（いろは順） 阿南町、阿智村、平谷村 根羽村、下条村、売木村 天龍村、泰阜村 飯田A～W、下伊A～W
中野（長野北）	6月15日（火）	午前10時	須坂市文化会館メセナホール	須坂市 上高井郡 中野市
		午後1時30分		長野市、飯山市 下高井郡、上水内郡 下水内郡
小諸（小諸）	6月16日（水）	午後1時30分	小諸市文化会館	小諸市 北佐久郡
	6月17日（木）	午後1時30分	佐久勤労者福祉センター	佐久市 南佐久郡
伊那（伊那）	6月18日（金）	午後1時30分	長野県伊那文化会館	管内全区域
大町（松本）	6月18日（金）	午後1時30分	大町市文化会館（大ホール）	大町市 北安曇郡

※「地区」欄は、労働基準監督署名、（ ）内は年金事務所名を記載しています。

※「備考」欄は、年金事務所の区域及び保険番号を記載しています。

○雇用保険料率が改定されました！【平成22年4月1日】

“雇用保険料率表”【労働保険料の算定に使用する雇用保険料率は次のとおりです】

事業の種類	平成21年度（確定保険料の計算に使用）			平成22年度（概算保険料の計算に使用）		
	雇用保険料率	事業主負担料率	被保険者負担料率	雇用保険料率	事業主負担料率	被保険者負担料率
一般の事業	11／1000	7／1000	4／1000	15．5／1000	9．5／1000	6／1000
農林水産 清酒製造の事業	13／1000	8／1000	5／1000	17．5／1000	10．5／1000	7／1000
建設の事業	14／1000	9／1000	5／1000	18．5／1000	11．5／1000	7／1000

○労災保険料率に変更はありません。（平成21年度と同率）

問合せ先　長野労働局　総務部　労働保険徴収室（〒380-8572　長野市中御所1-22-1）
TEL.026-223-0552　　FAX.026-223-6751

セーフティネット5号の指定業種が原則として全業種(※)に拡大されました!

※農林水産業、金融業など法令上の対象外業種等を除きます。

長野県信用保証協会の

景気対応緊急保証制度

をご活用ください!

- 一般保証枠とは別枠の
  無担保最高8,000万円まで
- 法人代表者以外の
  保証人は不要
- 保証料率
  年0.80%以下

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター

長野県信用保証協会

URL http://www.nagano-cgc.or.jp e-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

TEL 026(234)7680

「ハレ」と「ケ」に味わう須賀川伝統のそば。

特徴は何といっても、コシの強さ

須賀川そば

奥信濃の新潟県境（飯山市、山ノ内町）の山間に代々伝えられる“幻のそば”がある。地元に自生する野草「オヤマボクチ」の葉の繊維をつなぎに使った、色が濃くコシが強いそば。飯山市富倉地区に伝わる「富倉そば」、そして山ノ内町須賀川地区に伝わる「須賀川そば」がそれだ。

オヤマボクチは山ゴボウと総称されるアザミ類のひとつ。葉がゴボウに似ているため、そう呼ばれる。煮込んでドロドロにしてから揉むなど大変な手間をかけて葉の繊維を取り出す。生の葉100キロから取れるのは、わずか1kgほど。乾燥保存する白い繊維は無味無臭だ。

須賀川そばの特徴は何といっても、コシの強さ。そばの香りとともに、しっかりとした歯ざわりが楽しめる。「昔は太打ちで、もっとしっかりとした歯ごたえがありました。今はのどごしのよさが求められ、細めに打っています」。須賀川で40年そばを打ち続ける「栄忠」のご主人、吉池忠夫さんはそう話す。

オヤマボクチ

そばの香りが口に広がる「はやそば」

須賀川そばとともに、昔から地区に伝わるのが「はやそば」。そばがきの一種で、沸騰したお湯に大根の千切りやエノキダケと、水で溶いたそば粉を入れて絡めた郷土食だ。手早く簡単にできることからその名がついた。

そばがきよりも柔らかくクリーミー。お玉などですくって薄口のだしつゆと一緒に食べると、そばの味と香りが口に広がる。大根などを絡めるのは歯ごたえを良くするのと、それ自体の味が強くないので、そばの風味を損なわないから。吉池さんはエノキダケを湯がいてキノコの風味を消しているという。そば切りとはまったく違う食感だが、そばを食べた満足感はしっかりと残るから不思議だ。

はやそば（はやそば御膳）

「ハレ」の日のそば切りに対し、はやそばはご飯が足りなくなった時、ありあわせの野菜をからめて食べる「ケ」の日常食だった。

須賀川地区では村おこしの一環として、はやそばに注目。そば店や民宿などが中心となって「はやそばの会」を立ち上げ地域の味をアピールしてきた。2001年2月長野県選択無形民俗文化財に。地域の伝統食として大切に伝承されている。

はやそばは地区内のそば店、民宿などで食べられる。

私も推薦します

山ノ内町観光連盟
事務局長　山本　貢

須賀川そばとは、飯山富倉そばと同様に「オヤマボクチ」の葉をつなぎに使ったそばです。通常そば粉100％のそば打ちは、ぼろぼろとつながりにくいのですが、オヤマボクチの葉の繊維を使うことで、そば粉本来の風味豊かなコシのあるそばに仕上げることができます。

須賀川そばの歴史は古く、室町から江戸時代には盛んに栽培されていました。ここには「そば好きの法印さん」が登場する民話がいくつも伝えられ、その法力にあやかった祠なども現存しています。また毎年9月には「法印さんとそばの花まつり」、11月には「法印さんと新そばまつり」のイベントも開催しており、須賀川そばを賞味できるほか、須賀川地区の郷土食である「はやそば」も堪能していただけます。

「法印さんとそばの花まつり」が開かれるそば畑

そばの花まつりの様子

■須賀川そば・はやそば
問い合わせ／北志賀高原観光協会
TEL 0269-33-6000

奇祭「柱松柴灯神事（はしらまつさいとうしんじ）」とふるさと原風景の旅

修験の里・小菅は、戸隠・飯綱と並ぶ北信濃三大霊場として知られており、その草創は白鳳8（680）年、修験道の開祖小角が小菅権現を祀ったことが始まりとされています。集落の中に寺社が佇む美しい里山の風景は、映画「阿弥陀堂だより」のロケ地にもなったほどです。

３年に一度行われる「小菅祇園祭」は、初夏の蝉しぐれと境内に響く太鼓・笛の音のなかで、厳粛古風な祇園行列など、この地ならではの祭礼を見ることができます。とくに、国選択無形民俗文化財に指定された「柱松柴灯神事」は、修験者の「験比べ」と豊凶を占う火祭りとして知られています。

この貴重なお祭りと、映画『阿弥陀堂だより』にも映された市内の原風景スポットめぐり、お楽しみの郷土料理の夕食など、ふるさとを体感していただく充実の企画です。ぜひご参加ください！

１　日　　時　７月17日（土）～18日（日）１泊２日

２　内　　容　**▼旅行代金**：１人　12,800 円
（２名以上１室利用、１泊２食・プログラム費用が含まれます。）
▼募集人員：20名（最少催行人員５名）
※添乗員は同行しませんが一部を観光協会職員がご案内いたします。
利用予定宿舎：飯山市内の農家民宿を予定（信州いいやま観光局会員施設）
▼ 日程

日	時間	プログラム	内 容	食事
7／17（土）	13:30	集合・説明 映画『阿弥陀堂だより』ロケ地めぐり	･飯山駅観光案内処に集合後、行程等ご案内します ･阿弥陀堂や福島棚田、正受庵など、映画『阿弥陀堂だより』の主人公夫婦が心身ともに癒された「ふるさと原風景」を案内ガイドとともにめぐります。	
	18:00	宿舎にて『奥信濃・郷土料理』の夕食	･民宿ならではのご夕食をお楽しみいただきます。旬の食材を活かした郷土料理が卓上に並びます。	夕
	21:00～24:00	小菅祇園祭『夜宮』へご案内	･柱松前夜に行われる『夜宮』へご案内。たいまつを手にした天狗の勇壮な縄切り・神楽殿の舞など、ふるさとの幻想的な夜をお楽しみいただきます。	
7／18（日）	8:00	朝食		朝
	9:00	修験の里・小菅　散策	･祇園祭の舞台となる小菅の里をご案内します。 （昼食は各自お召し上がり下さい。）	―
	13:30 16:00 16:30	小菅祇園祭「祇園行列」「柱松柴灯神事」見学 小菅の里・出発	･小菅の里の祇園行列と、国選択無形民俗文化財『柱松柴灯神事』をご見学いただきます。	
		解散	･飯山駅にて解散	

３　会　　場　集合・解散：飯山駅観光案内処 祭事会場：飯山市瑞穂小菅 小菅の里

４　主　　催　一般社団法人信州いいやま観光局（長野県知事登録旅行業第３―４９２号）

５　アクセス　〔列車で〕ＪＲ飯山線 飯山駅下車
〔お車で〕上信越自動車道 豊田飯山ＩＣから15 分

６　お問合わせ　一般社団法人 信州いいやま観光局
（住所）〒389-2292 飯山市大字飯山1110－1
（電話）0269－62－3133（ＦＡＸ）0269－81－2156
（Ｅメール）info@iiyama-ouendan.net
（ホームページ）http://www.iiyama-ouendan.net/

信州道楽
なつかしい道へ、あたらしい道へ、あたたかい人へ。
長野県観光部観光振興課

未知を歩こう。信州
信州デスティネーションキャンペーン
2010.10.1 ― 12.31

平成22年6月10日（時の記念日）発売

匠の結晶　～信州　匠の腕時計～

長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合では、クオーツ時計全盛の時代の中で、時計修理技術力が徐々に衰退しその現状に危惧し、平成16年に機械時計の技術認定制度「信州匠の時計修理士」を創設しました。そこで培われた技術力の保持とさらなる鍛錬のために「TAKUMiSM Shinsyu（タクミイズム　シンシュウ）」を企画・販売いたしました。

今回の第３弾モデルは**限定100本**での発売。「手巻き」機能が追加され、12時位置には国産初の自動巻き時計「セイコーオートマチック・インジゲーター」を思わせる特徴的なパワーリザーブ表示針、ケースにはシリアルナンバーが刻印されています。

TAKUMiSM
Shinsyu

TAKUMiSM Shinsyu（タクミイズム・シンシュウ）第３弾

販売価格**189,000円**（税込）

（長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合加盟店のみ販売）

限定100本につき販売は先着順となります

詳しくは**長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合**（TEL0266-72-3677）まで

私たちがお手伝いいたします!!

貴方のおみせのグレードアップのために

企業組合C&Cハーモニックスでは、「**マナー・プロトコール（国際マナー）セミナー、“ホスピタリティ”力・アップセミナー**」を通じて貴方の会社・お店のグレードアップのお手伝いをいたします。

特に**マナー・プロトコール（国際マナー）セミナー** は、県下初です。この機会に、海外からのお客様を迎えるにあたって必須の、**“国際儀礼”**を学びませんか？

“ホスピタリティー”力・アップセミナー

従業員一人ひとりのホスピタリティー意識の向上が「接客力・仕事のモチベーションアップ」になり、素敵な職場環境につながります。

詳しくは、企業組合C&Cハーモニックスまで

企業組合 C&Cハーモニックス

〒381-0037　長野市西和田1-1-11　TEL026-259-4107 ／ FAX026-259-4108

E-mail:2c-harmo@zpost.plala.or.jp　URL http://www.harmonics.or.jp

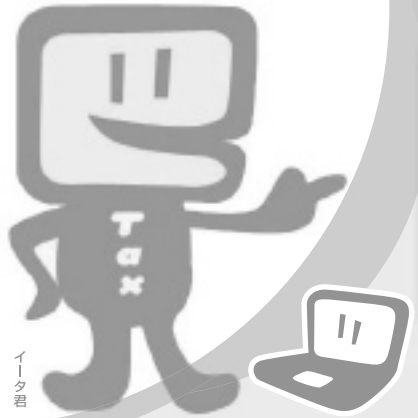

はじめてみませんか？ネットで 申告・納税

POINT **e-Taxでは、自宅やオフィス、税理士事務所などから インターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。**

POINT **インターネットバンキングやATM等を利用して納税ができます。**

POINT **e-Taxを利用すると・・・**

- ●e-Taxで申請された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。
- ●e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと手数料が安価です（証明書は電子ファイルでの発行のほか、書面での発行も請求できます）。

■e-Taxのご利用時間■

月曜日 から 金曜日 午前8時30分 から 午後9時（祝日等を除きます）

※ご利用時間については、メンテナンス作業等により変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax（イータックス）を利用するには・・・

1 STEP 電子証明書等の準備

❶e-Taxで申告等を行う際には、申告等データに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

❷利用する電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダライタが必要です。

※利用する電子証明書の仕様に合ったものを確認の上、家電量販店やインターネット販売等でお求めください（費用がかかります）。

2 STEP 利用者識別番号等の取得

e-Taxを利用するには、利用者識別番号等が必要です。初めてご利用になる場合は、開始届出書を提出し、利用者識別番号等を取得してください。

開始届出書は、e-Taxホームページからオンラインで提出することができ、利用者識別番号等がオンラインで発行（通知）されます。

3 STEP 電子証明書等の登録（初期登録）

「e-Taxソフト」や「確定申告書等作成コーナー」から電子証明書等を初期登録してください。

※e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。

※個人の方の所得税及び消費税の確定申告については、e-Taxソフトを使用しなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で初期登録ができ、そのまま作成した申告データをe-Taxへ送信して電子申告することができます。

詳しくは、e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。

小規模企業の皆さんへ

小規模企業共済制度が充実します！ 個人事業主の配偶者や後継者も 加入できるようになりました。

改正概要

現行制度で加入資格があるのは、常時使用する従業員の数が20人以下（商業、サービス業は従業員５人以下）の個人事業主又は会社の役員（小規模企業の経営者）ですが下記のようになります。

○　小規模企業共済の加入対象者を個人事業主の配偶者や後継者などの「共同経営者」まで拡大します。
個人事業主の方の親族でなくとも、「共同経営者」であれば加入できます。
個人事業主になる前の後継者の時期から加入することで、十分な老後の資金を確保できます。
○　共同経営者の方の掛金は全額所得控除の対象となり、受け取られる共済金も退職所得控除等の対象になります。

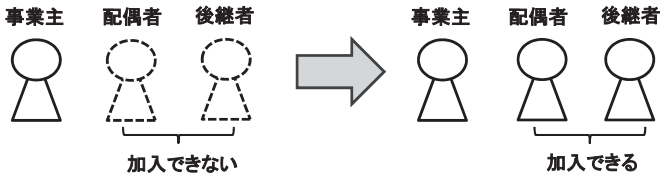

※配偶者、後継者は「共同経営者」であることが必要。

中小企業の皆さんへ

中小企業倒産防止共済制度が充実します！ 私的整理の場合でも共済金の貸付けが可能に、貸付けの最高額を8,000万円に引き上げます。

【平成22年夏までに実施】
○　取引先の私的整理の開始を知らせる「通知」が届いた場合、共済金の貸付けが受けられます。

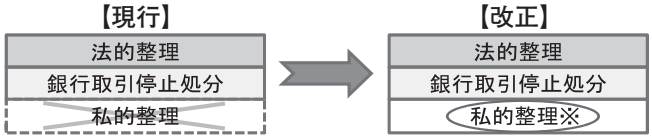

※弁護士や認定司法書士からの支払停止通知があった場合を対象とします。

【平成23年10月までに実施】
○　共済金の貸付限度額を、3,200万円から8,000万円に引き上げます。

【現行】		【改正】	
掛金月額	5千円～ 8万円	掛金月額	5千円～ 20万円
掛金総額	320万円上限	掛金総額	800万円上限

※掛金は、これまでと同様、全額、損金・必要経費に算入できます。
○ 貸付金を繰り上げて償還した完済者に対し、新たに手当金を支給します。（早期償還手当金）
※月々の償還に延滞していない共済契約者が繰上償還した場合に対象となります。
※手当金の額は、繰上時期と繰上額に応じて決める予定です。

お問い合わせ先　共済制度を運営しています、独立行政法人中小企業基盤整備機構にお尋ねください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）
共済相談室　TEL.050-5541-7171　http://www.smrj.go.jp

NAGANO 2012

おおぜいの みなさまの
ごさんかと ごらいじょうを
おまちしています！

長野県 障害者技能競技大会

障害のある人が職場や学校などで培った技能を競い合う大会で、
アビリンピックの地方予選を兼ねています

障害者の職業能力の向上を図り、障害者に対する社会の理解と認識を高め、障害者の雇用促進と地位向上を図ることを目的として、毎年実施しています（参加資格：15歳以上の障害のある方）

開催日：2010年（平成22年）7月10日（土曜日）
開催場所：長野県障害者福祉センター（愛称：サンアップル）（長野市下駒沢586）
長野県立総合リハビリテーションセンター（長野市下駒沢618－1）
競技種目：10種目（ワープロ／パソコン／DTP／箱折り／喫茶サービス／オフィスアシスタント／ビルクリーニング／フラワーアレンジメント／ホームページ／パソコンデータ入力）
併催イベント：特別支援学校生徒の作品展示など

お問合せ先
長野県商工労働部人材育成課 技能五輪・アビリンピック室
（長野技能五輪・アビリンピック2012推進協議会事務局）
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692－2 5階
TEL：026(235)7205 FAX：026(235)7256
URL：http://www.pref.nagano.lg.jp

アビリンピック2012年は長野で開催！

アビリンピックシンボルマーク

アビリンピック

技能レベル日本一を競う全国障害者技能競技大会のことで、
アビリティ（能力）とオリンピックを合わせた造語です

開催地：2010年（平成22年） 神奈川県
2012年（平成24年） 長野県（長野市）
開催時期：10月20～22日の3日間
競技種目：25種目程度
併催イベント：ワークフェア、物産展など

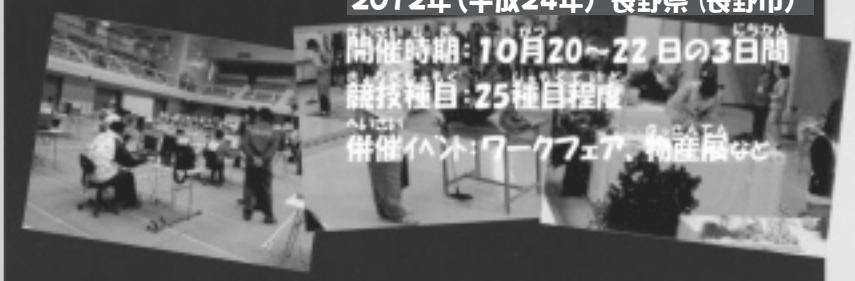

URL：http://www.waza-can.com/ 詳しくはコチラ→ ワザキャン 検索

WAZACAN 技のごく力人材育成プロジェクト 技能五輪・アビリンピック公式マガジン

人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金
マイハーベスト

- 有利な金利設定
- 1年、2年、3年から期間が選べる
- 固定金利の半年複利
- お預け入れは50万円から

長野支店
〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145㈹

諏訪支店
〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600㈹

松本支店
〒390-0811 松本市中央1-23-1
☎0263(35)6211㈹

相互扶助の共済制度として
皆さんをサポートします！

お得な掛金　ワイドな補償　確かな安心

火災共済	**☆あなたを力強くバックアップ** ▪ 保険料の軽減にお役立ていただけます。 ▪ ワイドな補償（普通火災・総合火災）で大きな安心。 ▪ 自分の財産は自分で守るのが基本です。 ▪ 火災保険の内容を見直しませんか？
くるま共済	**☆交通事故の際に、経済的負担をサポート** ▪ 共済金は、契約者にお支払いします。 ▪ 自動車保険とは一切関係のない共済制度です。 ▪ 交通事故は起こしても、起こされても嫌なものです。 ▪ 自動車保険にもう一つの安心をプラスしませんか？
医療総合保障共済	**☆24時間「健康相談」と「名医」紹介付でサポート** ▪ がんと医療をセットにした大型プラン。 ▪ 家計にやさしいミニプラン（がん共済又は医療共済のみ） ▪ 新規加入は満6歳～満69歳まで、継続は満89歳まで。 ▪ 加入は告知書でＯＫ。 ▪ 入院は1日目からお支払いします。
労働災害補償共済	**☆労災保険の補償だけで十分ですか？** ▪ 政府労災の上乗せ補償として、就業中や通勤途中の事故、ケガを補償します。 ▪ 無記名方式です。 ▪ 建設業者にとって、経営事項審査（ポイントアップ）の要件をすべて満たしております。

お問い合わせ、お申し込みは

長野県火災共済協同組合
長野県中小企業共済協同組合

〒380-0936　長野市中御所岡田 131-10
中小企業会館２階
TEL026（228）1174　FAX026（228）7497
http://www.alps.or.jp/kasai/

ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路㈱発行のETCコーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し、利用実績に応じて割引されます。

但し、1台月額3万円以上となります。

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために

法人会員のETCカードによる割引制度（後払制度）

当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ORSE

（財団法人道路システム高度化推進機構）

登録番号　第0448-022764号

ETC車載器の販売、セットアップできます。

申込み・問い合わせは

(協)長野県商工振興会

http://www.alps.or.jp

〒380-0936　長野市岡田131-10　中小企業会館内

TEL(026)291-4567／FAX(026)228-3511

長野県内の最低賃金

★必ずチェック　最低賃金！　使用者も　労働者も★

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」（地域別最低賃金）及び、特定の産業の基幹的労働者に適用される「特定最低賃金」（産業別最低賃金）が次のとおり改正されました。（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。）

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	
長野県最低賃金	**681円**	平成21年10月1日	★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ★なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金	時間額	効力発生日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	**777円**	平成21年12月５日	測量機械器具製造業理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 イ　清掃又は片付けの業務 ロ　手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ　手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業	**789円**	平成21年12月５日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く）及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所	
各種商品小売業	**747円**	平成21年12月31日		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	**743円**	平成21年12月31日		

※　純粋持株会社については、管理する子会社を通じての主要な経済活動が上表に記載される産業に分類されます。純粋持株会社とは、主たる事業を持たず、株式の所有を通じて他の会社の事業活動を支配することを目的としている会社のことです。
※　精皆勤手当、通勤手当、家族手当は最低賃金の対象となりません。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署又は長野労働局 労働基準部 賃金室（電話 026-223-0555）へ

6月1日より
松本⇔札幌、松本⇔福岡を
最新鋭の小型ジェット旅客機
で毎日運航

クラスを超えた広々とした客室に、ゆったりとしたシートを備え、充実した機内サービスもご用意。FDAの“エンブラエル”で行く、快適な空の旅をお楽しみください。

☆働きやすい職場環境づくり
「**企業の社会的責任**（ＣＳＲ）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と**人権教育の推進**」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO_2　削減”

知恵と力を合わせて信州を元気に
月刊 中小企業レポート
MONTHLY REPORT

2010
6
No.403

第403号　平成22年６月10日発行
購読料年間 3,000 円（消費税・送料込み）
発行人　佐々木正孝
発行所　長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
中小企業指導センター内
TEL.026-228-1171
印刷所　カシヨ株式会社

経営者の皆様

人材

人材の紹介、従業員の方々の
新しい職場を紹介・あっせんします

●豊富な人材情報

企業への訪問やハローワークなどと連携し
豊富な人材情報を提供しています。

●全国ネットで
サービスを提供

全国の情報がオンライン化され、
Uターン希望者等も登録されています。

●きめ細かなサービス

さまざまな事柄について
きめ細かく相談に応じています。

確かな信頼と実績

財団法人 産業雇用安定センター　長野事務所

〒380-0921　長野市栗田源田窪1000-1　長栄長野東口ビル３階

TEL 026－229－0555　FAX 026－229－0333

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

http://www.sangyokoyo.or.jp/

月刊中小企業レポート　六月号　（第3種郵便物認可　昭和51年10月6日）

平成22年6月10日発行（毎月10日発行）　通巻403号

発行人　佐々木　正孝
発行所　長野県中小企業団体中央会